

意見募集は終了しました

野田市コミュニティバス運行計画の変更（素案）に対する

パブリック・コメント手続を実施します

1 意見を募集する趣旨

平成16年1月に運行を開始した野田市コミュニティバス（まめバス）は、市民の足として定着していますが、平成20年秋以降の景気低迷の影響等により利用者数が大幅に減少してきています。

また、旧型車両の老朽化に伴い、順次新型車両への切替えを進めていますが、新型車両は旧型に比べ燃費が半分程度に落ち、保険料も高いため、平成20年度からは運行委託料の上限額である6,800万円以内での運行ができなくなっており、平成22年度の運行委託料は8,000万円を越す状況となっております。そこで、上限額6,800万円以内での継続的な運行の実現を図るため、利用者の利便性に配慮しつつ、抜本的な運行計画の見直しを実施することとしました。なお、見直しに際しては、交通弱者と言われる方や、お年寄りの方が買物をしやすいような観点も考慮して行います。

このたび、野田市コミュニティバス検討専門委員会議の検討を経て、運行計画の変更（素案）がまとまりましたのでお知らせするとともに、皆さんから広くご意見、ご提案を頂きたく、次の方法でパブリック・コメント手続を実施します。

2 パブリック・コメント手続の実施根拠

野田市パブリック・コメント手続条例第3条第2号
「市の基本的な政策に関する計画の策定又は変更」

3 意見を募集する政策等の案及び参考資料

政策等の案

[野田市コミュニティバス運行計画の変更（素案）](#)（PDF：333 KB）

参考資料

[各ルートの運行計画変更案等について（資料1）](#)（PDF：22KB）

[乗り継ぎ券・1日乗車券について（資料2）](#)（PDF：18KB）

[まめバス運行計画見直しに係る市民意見・要望について（資料3）](#)（PDF：21KB）

[平成21年度まめバス運営状況について（資料4）](#)（PDF：32KB）

[まめバス運行の経緯等について（資料5）](#)（PDF：21KB）

4 政策等の案等の入手方法

市ホームページ内 「パブリック・コメント」からダウンロード
文書閲覧

- ・市役所3階企画調整課（担当課）
- ・市役所1階行政資料コーナー
- ・いちいのホール1階行政資料コーナー
- ・各公民館（中央、東部、南部梅郷、北部、川間、福田、野田、関宿中央、関宿北部、関宿中部、関宿南部）
- ・各図書館（興風、南、北、せきやど）

5 意見の募集期間 **意見募集は終了しました**

平成22年7月16日(金)から平成22年8月16日(月)まで

6 意見を提出できる方

市内に住所を有する方、市内に事務所又は事業所を有する方、市内に通勤又は通学している方、野田市コミュニティバス運行計画の変更(素案)に利害関係を有する方

7 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

郵送の場合	〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1 野田市役所 企画財政部企画調整課 あて 8月16日の消印有効(募集期間最終日)
持参の場合	○市役所3階 企画調整課(土曜日・日曜日・祝日を除く。) 受付時間:午前8時30分から午後5時15分まで
	意見投函箱 ○市役所1階総合案内 ○いちいのホール1階関宿支所 受付時間:午前8時30分から午後5時15分まで (土曜日・日曜日・祝日を除く。) ○各公民館、各図書館(休館日を除く。) 受付時間:各施設とも開館時間内
ファクシミリの場合	(FAX番号)04-7122-1557
電子メールの場合	ご意見はこちらから 意見募集は終了しました

8 意見を提出する書式について

意見提出用紙(PDF:12KB)を用意しておりますのでご利用ください。

なお、野田市コミュニティバス運行計画の変更(素案)に対する意見と書いて、住所、氏名(法人その他の団体にあつては、所在地、団体名及び代表者氏名)、ご意見等が明記されたものであれば任意様式でも構いません。

9 意見の取扱い

提出されたご意見の概要やご意見に対する市の考え方などは、住所、氏名など個人情報を除いて市ホームページで公表する予定です。

ただし、募集の趣旨と直接関係のないご意見等については、パブリック・コメントの意見として取り扱いません。また、ご意見を頂いた方への回答は行いませんのであらかじめご承知おきください。

10 問い合わせ先

野田市役所 企画財政部企画調整課

電話 04-7125-1111 内線2363